平成２３年（フ）第３２３号
福岡県筑紫野市美しが丘南１丁目６番地８
ジョリ・メゾン202号
債務者　梶田　みさ
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３２５号
福岡市中央区薬院２丁目11番35―903号
債務者　橋津　敏海
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３３０号
福岡県糟屋郡志免町南里７丁目７番15―307号
債務者　近藤　信行
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３３５号
福岡市早良区荒江３丁目19番８号
債務者　今村　隆盛
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３３６号
福岡市早良区荒江３丁目19番８号
債務者　今村知江美
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３４２号
福岡市南区塩原３丁目19番26号
債務者　小島　和喜
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３６０号
福岡市城南区七隈３丁目18番16号
債務者　小橋川　茂
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３７０号
福岡市東区下原１丁目15番20―102号
債務者　渋谷あけみ
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３８６号
福岡県太宰府市吉松２丁目８番22―302号
債務者　吉野　文昭
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３８７号
福岡県太宰府市吉松２丁目８番22―302号
債務者　吉野　輝美（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３９８号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦４丁目10番25号
債務者　荒巻まどか
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３９９号
福岡市早良区原団地55番503号
債務者　納山　史子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４１１号
福岡市博多区吉塚７丁目10番５―104号
債務者　田中　邦夫
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４１６号
福岡市博多区美野島３丁目21番15―702号
債務者　立山　一博
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４３４号
福岡市早良区干隈４丁目15番21号
債務者　江副　章子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４３９号
福岡市東区松崎１丁目44番３号
債務者　高椋　道子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４４１号
福岡市南区三宅２丁目10―４―101
債務者　戸田　麻利（旧姓須崎）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４４７号
福岡市中央区清川３丁目１番14号
債務者　佐々　義輝
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部